

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者へのお知らせ～「現況届」の提出を忘れずに！～

「児童扶養手当」または「特別児童扶養手当」を受給している方は、毎年8月に「現況届」の提出が義務付けられています。これは、受給者の所得状況や児童の養育状況など、受給資格を満たしているかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合、手当が支給されなくなりますので忘れずに手続きをしましょう。

○提出期限 8月31日⑧まで

○提出先

【児童扶養手当】 子育て支援課

【特別児童扶養手当】 健康福祉課

※必要書類などの詳細は、現況届の案内通知をご覧ください。

<児童扶養手当に関すること>

☎子育て支援課 ☎72-2212

<特別児童扶養手当に関すること>

☎健康福祉課 ☎72-6934

国民健康保険からのお知らせ

～非自発的失業者に対する軽減措置について～



会社の倒産や解雇などの非自発的な理由で離職し、国民健康保険に加入された方は、国民健康保険税の軽減を受けることができます。

○対象者

次のすべての条件を満たす方

- (1) 離職日の時点で65歳未満の方
- (2) ハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次に該当する方。

	離職理由コード
特定受給資格者 (倒産・解雇などによる離職)	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者 (雇止めなどによる離職)	23、33、34

※高齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりませんのでご注意ください。

○軽減内容

対象者の前年の「給与所得」を100分の30として算定します。

※軽減対象となるのは、給与所得のみで、譲渡所得や年金などの雑所得は軽減対象とはなりません。

○軽減期間

離職日の翌日から翌年度末まで

※軽減期間中に社会保険などに加入し、国民健康保険を脱退した場合は、軽減終了となります。

○申請方法

ハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」と保険証・印鑑を持参のうえ、町民生活課で申請してください。

☎町民生活課 ☎72-6933

国民年金コーナー

～新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ～

令和2年度分も国民年金保険料の免除申請が可能です！

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している方に対する国民年金保険料の免除申請について、令和2年度分(令和2年7月から令和3年6月まで)についても、申請が可能です。令和元年度分(令和2年2月から令和2年6月まで)の申請をされた場合であっても、再度申請が必要となりますので、忘れずに申請をお願いします。

申請方法の詳細については、6月号でお知らせしていますのでご確認ください。

☎ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933